



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 第 三 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 伊 藤 準 一
(コード番号 8529 東証第 1 部 名証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 岩 間 弘
(T E L 0 5 9 8 - 2 3 - 1 1 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 100 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) A 種優先株式に係る諸規定の追加

当行は、厳しい状況に直面する地域経済の活性化に向けて、金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮し、地域中小企業の皆様等への円滑な資金供給を強化することを目的として、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく国の資本参加の検討に着手しております。かかる国の資本参加を申請する場合に備えて、普通株式とは異なる種類の株式（A 種優先株式）の発行を可能とする定款変更を行うものであります。

なお、A 種優先株式の内容の一部については、定款では要綱のみを定め、詳細については取締役会で定めることとしております。

新たな株式の種類として A 種優先株式を追加するため、現行定款第 6 条に A 種優先株式の発行可能種類株式総数の規定を新たに追加するとともに、普通株式の交付と引換えの取得に備えて普通株式の発行可能種類株式総数を増加させ、発行可能株式総数も増加させるものであります。

変更案第 2 章の 2 において A 種優先株式に関する規定を追加し、変更案第 19 条の 2 において種類株主総会に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 決済合理化法の施行に伴う諸規定の変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

「決済合理化法」附則第 6 条第 1 項の定めにより、当行は決済合理化法の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 6 条第 2 項（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。

「決済合理化法」附則第2条の定めにより、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当行定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

株券喪失登録簿は、「決済合理化法」施行日（平成21年1月5日）の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(3) 公告方法に係る規定の変更

インターネットの普及を考慮し、公告の周知性および利便性の向上を図るため、当行の公告方法を伊勢新聞および日本経済新聞に掲載して行う方法から電子公告に変更することに伴い、現行定款第5条の修正を行うものであります。また、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。

(4) その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月24日（水曜）

定款変更の効力発生日 平成21年6月24日（水曜）

以上

(別紙)変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条(目的) (条文省略) 1. ~ 4. (条文省略) 5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債 信託法、 <u>社債等登録法</u> その他の法律により 銀行が営むことのできる業務 6. (条文省略)	第2条(目的) (現行どおり) 1. ~ 4. (現行どおり) 5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債 信託法、その他の法律により銀行が営むこ とのできる業務 6. (現行どおり)
第3条~第4条 (条文省略)	第3条~第4条 (現行どおり)
第5条(公告方法) 当銀行の公告は、伊勢新聞および日本経済 新聞に掲載する方法により行う。	第5条(公告方法) 当銀行の公告は、 <u>電子公告により行う。た だし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない 場合は、伊勢新聞および日本経済新聞に掲載 する方法により行う。</u>
第2章 株式	第2章 株式
第6条(発行可能株式総数及び株券の発行) 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>3億株</u> とす る。 — <u>当銀行は、株式に係る株券を発行する。</u>	第6条(発行可能株式総数および発行可能種類株 式総数) 当銀行の発行可能株式総数は <u>7億株</u> とし、 <u>普通株式の発行可能種類株式総数は7億株、 A種優先株式の発行可能種類株式総数は7億 株とする。</u> (削 除)
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
第8条(単元株式数および単元未満株券の不発 行) 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。 — <u>当銀行は、第6条第2項の規定にかかわら ず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単 元未満株式」という。)に係る株券を発行し ない。ただし、株式取扱規則に定めるところ についてはこの限りでない。</u>	第8条(単元株式数) 当銀行の <u>全ての種類の株式の単元株式数 は、それぞれ1,000株とする。</u> (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条（単元未満株式を有する株主の権利） <u>当銀行の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1．～3．（条文省略）</p>	<p>第9条（単元未満株式を有する株主の権利） <u>当銀行の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1．～3．（現行どおり）</p>
<p>第10条（株主名簿管理人） （条文省略） （条文省略） <u>当銀行の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第10条（株主名簿管理人） （現行どおり） （現行どおり） <u>当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>第11条 （条文省略） （新 設） （新 設）</p>	<p>第11条 （現行どおり） 第2章の2 優先株式</p>
	<p>第11条の2（A種優先配当金） <u>当銀行は、第40条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、配当年率は、8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>— ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額の合計額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>— A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>第11条の3（A種優先中間配当金） 当銀行は、第41条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。</p>
(新 設)	<p>第11条の4（A種優先株主に対する残余財産の分配） 当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。</p> <p>— A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>— <u>当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>— <u>取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準としてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>第11条の7(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>当銀行は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p>— <u>当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>第11条の8 (普通株式を対価とする取得条項)</u> <u>当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p>
(新 設)	<p><u>第11条の9 (株式の分割または併合および株式無償割当て)</u> <u>当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u> <u>当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>第11条の10 (除斥期間)</u> <u>第42条の規定は、A種優先配当金の支払についてこれを準用する。</u></p>

